

第 3 8 1 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 3 年 7 月 2 8 日

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「まだこ釣り漁業許可の公示について」

諮問された公示の内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「また突漁業許可の公示について」

諮問された公示の内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」

公聴会の後、諮問された漁場計画の内容で適当である旨答申することに決定した。

6. 議事のあらまし

委員会の定刻となり、北尾会長が議長となり、議事録署名人に北野委員と松本委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「まだこ釣り漁業許可の公示について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（秦主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

漁業法の改正に伴い、新規の許可の場合は海区漁業調整委員会に意見を聴いた上で、公示し、申請があったものに対して許可をすることになります。本県では、有効期間満了から10年以上経過した許可は新規として扱うとのことです。このため、今回の許可は新規許可として扱い、公示の内容を諮問するとのことです。

〔志摩委員〕

この許可に、直島は含まれていないのですか。それなりの許可数があったと思います。

〔事務局（秦主任技師）〕

この許可には、直島は含まれておりません。直島が含まれる許可については、10統ほどあります。

〔北尾会長〕

その他、質問等、何かございますか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは、適当である旨、回答してもよろしいでしょうか。

（一同、異議なし。）

〔北尾会長〕

それでは、適当である旨、回答することとします。事務局は手続きをお願いします。

〔北尾会長〕

次の議題の「また突漁業許可の公示について」について、事務局説明願います。

〔事務局（秦主任技師）〕

(資料2に基づいて説明)

〔北尾会長〕

有効期間満了から10年以上経過した許可ではありませんが、従来、当該漁業種類の許可がなかった組合の者に許可をするときは新規許可として扱うとのこと。この件について、何かありますか。

〔北野委員〕

当該許可はすればよいと思いますが、そもそも、あまり活用されていない許可の扱いをどうするのですか。かなりの数があると思います。新規の許可で対応するのではなく、従来どおり許可を移せばよいだけではないのですか。

〔北尾会長〕

本件は、完全な新規の許可ではありません。許可の総枠は変わりません。

〔志摩委員〕

この問題は、まて突き漁業に限った話ではありません。漁業者が減っている中で、様々な許可が活用されなくなっていると思います。従来、活用していない許可の枠は、県に戻し、代わりに他の漁業種類の許可を認めてほしいです。国又は県には、許可の有効活用について、しっかり考えていただきたいと思っています。課題などは既に把握できているはずです。

〔北野委員〕

県が枠を取り上げて、やりたい人に提示すればよいのではないですか。法的にそのようになっていると思います。

〔志摩委員〕

余っている許可というのは、商売が成立しないため余っているのだと思います。少し考えてほしいと思います。

〔北尾会長〕

少しでも余っている許可を新たな漁業者が活用することはよいことだと思います。

〔志摩委員〕

余っている許可の対象種というのは、数が少ないため単価が高く、かろうじて成り立っています。取り上げられるだけでなく、新たな許可をもらえるのであれば、そこまで理不尽なことではないと思います。水産業が廃れてしまうと思いますので、一度考えてほしいです。

〔北尾会長〕

本件について、まて突きの許可を受けたいと考えている者はどのような者ですか。

〔志摩委員〕

祖父とともにまて突きをやっていた者ですので、経験は十分あります。

〔北尾会長〕

その他、質問等、何かございますか。

(一同、意見なし。)

〔北尾会長〕

それでは、適当である旨、回答してもよろしいでしょうか。

(一同、異議なし。)

〔北尾会長〕

それでは、適当である旨、回答することとします。次の議題の「第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について」について、事務局説明願います。

〔事務局（中山副主幹）〕

（資料3に基づいて説明）

〔北尾会長〕

この件については、前々回及び前回の委員会で説明があったところですが、その後、県のホームページで意見を募った結果、意見はなかったとのこと。今回は正式な諮問ということで、20件の第一種共同漁業権、7件の区画漁業権の漁場計画を作成することとなります。この件について、何かありますでしょうか。

〔小見山委員〕

意見を聴く者は、漁業者だけでしょうか。

〔北尾会長〕

利害関係人と思われる方が対象となります。その他、質問等、何かございますか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは、次回の公聴会后、適当である旨、回答することとします。事務局は手続きをお願いします。

〔北尾会長〕

予定されていた議題はこれで終わりましたが、その他、事務局から何かありますか。

〔事務局（塩田技師）〕

冒頭に8月下旬に広調会及び委員会を開催する予定と説明しました件について、27日（金）10時からの開催ということでいかがでしょうか。

〔北尾会長〕

ご都合いかがでしょうか。

〔橋本委員〕

先のことで、わかりません。委員会の予定を先に決めておきましょう。

〔事務局（塩田技師）〕

それでは、27日（金）10時からの開催とします。

〔北尾会長〕

その他、何かございますか。

〔小見山委員〕

会長、よろしいでしょうか。いかなご込網漁業及びまながつお込網漁業について、船と人を別々にして許可を受けておりますが、2年ほど前に水産課長にご理解いただいて、組合で合意がとれるのであれば一隻の船で両漁業種類を営むことができるようにしてもいいと言っていたところ。ただ、組合内でも、3名ほど反対する組合員がいます。課長からは、総会に通した場合であっても、満場一致での賛成がなければ認められないと言われました。満場一致は中々難しいです。総会での決定事項は、組合の意思ということで、水産課には満場一致でないと言えないとする考え方を改めてほしいと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

個別の話になりますが、中讃地区の魚込網漁業については、平成14年に、小見山委

員のおっしゃられるような条件を付し、中讃地区の了解を得た上で、許可をしたものです。当時の調整のときも、まずは組合の中で話が固まって、中讃地区の中で新規の許可が認められたと記憶してございます。組合の中で話が固まるのは当然のこと、それを踏まえて、組合として、中讃地区の関係組合に対して、了解を求めていくことが必要と考えております。組合として関係漁協に自信をもって提案できるという状態まで練り上げられているのかどうかという点を組合の中で検討していただければよい話と思います。

〔小見山委員〕

総会で決議されたことであっても、一人二人の反対意見があれば、県は決定事項として認めないということでしょうか。

〔事務局（柏山課長）〕

水産課としては、反対の意見を持つ者について、反対であるがやむを得ないという状態にはしていただきたいと考えております。

〔小見山委員〕

組合の決定を県は認めないということですね。

〔志摩委員〕

様々な意見を持つ者がいる中で、総会において決議された事項について、たった3名の反対意見があるということを理由に差し戻されるのは、運営上困ります。反対意見が少しでもあれば、総会の決定事項を県として認めないと明言するのであれば、これから先にも運営で困る場面が出てくると思います。満場一致でなければならぬと定められているのであれば話は別ですが、そうはなっていないと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

満場一致でなければ認めないとする気は全くありません。しかし、関係組合に了解を求める上で、組合として組合の中で覆ることがない状態にする必要があると思います。今回反対された3名の後ろにどれほどの者がいるのか、県ではわかりません。組合の中でしっかり固まった話なのであれば、組合の意思として次の段階に進むべきだと考えております。

〔北野委員〕

組合の総会で決定していることですので、水産課はそこまで悩む必要はないと思います。

〔志摩委員〕

中讃地区の話が出たので発言しますが、その話は中讃地区の了解を得る必要があると思います。

〔小見山委員〕

了解を得なければいけないと思っています。しかし、組合の決定を県が認めないので、その問題を先に解決しなければ話にならないと考えています。

〔志摩委員〕

組合内で話を固めた後に、中讃地区9協の了解が必要となるので、もう一つ難しい問題があると思います。

〔小見山委員〕

水産課としては、組合として決定して組合長が関係組合に了解を求められる状況に

なればよいという理解で問題ありませんか。

〔事務局（柏山課長）〕

そうなれば次の段階に進むことができるということだと思います。決め方はしっかりしていただければと思います。

〔事務局（大山補佐）〕

2から3年前の総会の議事録を確認しましたが、特に議題として込網の話はありませんでした。

〔小見山委員〕

それは県が総会で決まったことであっても反対意見があれば認めないとするので、総会でまだ話をしていないということです。

〔事務局（柏山課長）〕

これから総会にかけるとのことですか。

〔小見山委員〕

これから総会にかけます。

〔北野委員〕

総会に通った上での話かと思っていました。それでは、応援もできません。

〔志摩委員〕

話が変わりますが、遊漁船業について、県の見解を聴きたいことがあります。遊漁船業の位置づけに関わることです。水産課は、将来的に、遊漁船業者を漁業関係者として扱うことを考えていますか。現在、組合員となって遊漁船業を営んでいる者もいれば、組合員とならずに漁船登録をした上で、遊漁船業を営んでいる者もいます。生活権の問題もありますし、県の見解を確認させていただきたいと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

遊漁船業の適正化に関する法律は、東京湾での潜水艦と遊漁船業者が事故を起こして、釣り人の多くが亡くなったことがきっかけとなり作られた法律です。遊漁船業の適正化に関する法律は、遊漁船を営もうとする場合、乗客の安全を確保又は万が一事故があったとしても補償ができる状態にしていなければ許可をしないというものです。

〔志摩委員〕

法律の趣旨や成立の流れは理解しています。個人的には水産業の一環と考えています。漁業者も遊漁船業を営むことがあるでしょう。遊漁船業者も准組合員となることはできますが、遊漁船業を水産業ひいては漁業の一環と考えないのであれば、組合に加入してもらうかどうか組合としても考える必要があると思います。

〔事務局（柏山課長）〕

難しい話であると思います。

〔志摩委員〕

難しい話であることは承知しています。だからこそ聴いています。

〔事務局（柏山課長）〕

遊漁船業を、水産動植物を採捕する事業の一環とするのかどうかということだと思います。国の方の考えも聴いた上で回答させていただきます。

〔志摩委員〕

遊漁船業者も浚渫や埋め立てに対して主張する権利はあると思います。県が遊漁船

の位置づけに対する考えがどちらに傾くのか分かれば、組合の判断基準の一つになる
と思います。できるだけ早い回答をお願いします。

〔事務局（柏山課長）〕

分かりました。

〔北尾会長〕

よろしいですか。その他、質問等、何かございますか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは、以上で本日の会を終わります。ありがとうございました。

〔閉 会 午前10時42分〕

上記は第381回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 北 野 廣 治

署名委員 松 本 悟